

ktk

# 第47期 定時株主総会 招集ご通知

- 日時** 2018年11月9日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場所** 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール

## 目次

第47期定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	4
■ 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）4名選任の件	
■ 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件	
■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く）に対する役員賞与支給の件	
■ 第4号議案 監査等委員である取締役に対する 役員賞与支給の件	
（添付書類）	
事業報告 .....	10
連結計算書類 .....	24
計算書類 .....	27
監査報告書 .....	30

ケイティケイ 株式会社

証券コード 3035

証券コード3035  
2018年10月24日

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号  
**ケイティケイ株式会社**  
代表取締役社長 土 岐 勝 司

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年11月8日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年11月9日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール
3. 目的事項  
報告事項 1. 第47期（2017年8月21日から2018年8月20日まで）事業報告の内容、  
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件  
2. 第47期（2017年8月21日から2018年8月20日まで）計算書類の内容  
報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①、②の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 連結注記表
  - ② 個別注記表
- ◎本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ktk.gr.jp/>) において、修正事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



株主総会  
開催日時

2018年11月9日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合



### 郵送による議決権行使

行使期限

2018年11月8日（木曜日）午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> あお やま ひで お 青山 英 生 (1964年10月8日生)	1988年4月 株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 1993年3月 株式会社青雲クラウン入社 2004年9月 同社代表取締役社長（現任） 2010年8月 当社社外取締役 2012年8月 当社代表取締役副社長 2012年11月 当社代表取締役社長 同 株式会社アイオーテクノ代表取締役社長 2013年8月 S B Mソリューション株式会社代表取締役社長（現任） 2015年6月 株式会社アイオーテクノ代表取締役会長 同 当社代表取締役会長（現任） 2018年8月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長（現任）  重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役社長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長	785,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div data-bbox="269 371 329 397" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> と き かつ し 土 岐 勝 司 (1958年9月5日生)	1981年 4月 コンピューターサービス株式会社入社 (現 S C S K 株式会社) 2001年 6月 同社取締役中部事業本部長 2002年 6月 同社常務取締役中部事業本部長 2003年 6月 同社専務執行役員産業システム事業本部長 2005年10月 株式会社 C S K システムズ常務執行役員産 業システム事業本部長 2006年 6月 丸善株式会社専務取締役 2010年 1月 株式会社明光商会代表取締役社長 2015年 5月 当社専務執行役員 2015年 6月 株式会社アイオーテクノ代表取締役社長 同 当社代表取締役社長 (現任) 2018年 2月 株式会社青雲クラウン取締役 (現任)	5,300株
3	<div data-bbox="269 787 329 813" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> や ま ぶ き よ り お 山 吹 依 生 (1963年11月19日生)	1986年 4月 当社入社 1998年 1月 当社 E D P 室長 2003年 3月 当社商品管理部長 2009年 8月 当社執行役員商品管理部長 2013年 9月 当社執行役員調達本部長 2016年 8月 当社執行役員調達本部長兼生産本部長 2016年11月 当社取締役調達本部長兼生産本部長 (現任) 2017年 8月 株式会社青雲クラウン取締役 (現任)	53,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たけ い おさむ 武 井 修 (1959年7月8日生)	1983年 4 月 株式会社中央相互銀行入行 (現株式会社愛知銀行) 1989年 3 月 株式会社青雲クラウン入社 2006年 6 月 同社管理部長 2010年 6 月 同社常務執行役員 2012年 8 月 同社専務取締役 (現任) 2012年11月 当社取締役 (現任) 2017年 7 月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン専務取締役	6,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 略歴、地位、担当に記載の株式会社アイオーテクノは、2016年8月21日付で吸収合併（簡易合併）し、当社がすべての権利義務を承継しております。
3. 重要な兼職の状況に記載の株式会社青雲クラウン及びS BMソリューション株式会社は、当社の完全子会社であり、株式会社キタブツ中部は当社の孫会社であります。

## 第2号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あか はね さとし 赤 羽 聡 (1959年10月23日生)	1987年 5月 信幸商会株式会社入社 1991年 9月 当社入社 1997年 8月 株式会社アイオーテクノ駒ヶ根工場長 (出向) 2005年 5月 当社執行役員経営企画部長 2009年 5月 当社執行役員サプライ事業部長 2009年 8月 当社取締役サプライ事業部長 2011年 2月 当社取締役経営企画部長 2015年 8月 当社取締役管理本部長 2016年11月 当社取締役常勤監査等委員（現任）	20,400株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> わきのその おさむ 脇之蘭 修 (1948年10月18日生)	1971年 4月 株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 1996年11月 名古屋中小企業投資育成株式会社（出向） 1998年 6月 名古屋中小企業投資育成株式会社入社 2003年11月 株式会社投資育成総合研究所入社 2006年 4月 株式会社三ツ知顧問 2006年 9月 同社取締役総務部長 2009年 9月 同社取締役内部監査室長 2010年 9月 同社顧問 2011年 7月 株式会社クイックス顧問（現任） 2013年11月 当社社外監査役 2016年11月 当社取締役監査等委員（現任）	3,300株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> すずきともひろ 鈴木智洋 (1976年5月19日生)	2006年10月 弁護士登録（愛知県弁護士会） 同 後藤武夫法律事務所入所 2013年1月 後藤・鈴木法律事務所パートナー就任 （現任） 2013年10月 名古屋家庭裁判所非常勤裁判官就任 2014年3月 当社社外監査役 2015年6月 岐阜大学客員准教授（現任） 2016年11月 当社取締役監査等委員（現任） 2018年4月 愛知大学大学院准教授（現任） 重要な兼職の状況 後藤・鈴木法律事務所パートナー	1,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 脇之藺修及び鈴木智洋の両氏は、監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、後藤・鈴木法律事務所の所長である後藤武夫氏と顧問弁護士契約を締結しております。
4. 社外取締役候補者の選任理由
- ・脇之藺修氏は、他社での取締役経験があり、豊富な経験及び幅広い知見を当社の経営に反映していただくことを期待して、社外取締役候補者とするものであります。
  - ・鈴木智洋氏は、弁護士としての法律知識や豊富な経験に基づく助言等により、特に当社のコンプライアンス体制の充実に資することを期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、監査等委員が期待される役割を十分に発揮できるよう、脇之藺修及び鈴木智洋の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。
6. 当社は、次の点を考慮し候補者の独立性が保たれており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本議案が承認可決されることを条件に、脇之藺修氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
- (1) 当社主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同行の意向に影響される立場にはないこと、また、2018年8月20日時点における同行からの借入金が全体の20%未満であり、他の資金調達先である金融機関と比較しても突出していないことから、同行の当社に与える影響度は低いこと。
  - (2) 当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同社の意向に影響される立場にはないこと、また、2018年8月20日時点における同社の持株比率は10%未満であり、同社の当社に与える影響度は低いこと。

### 第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）4名に対して、役員賞与総額8,286千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

### 第4号議案

監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の監査等委員である取締役3名に対して、役員賞与総額1,796千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する金額は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

## 添付書類

# 事業報告

(2017年8月21日から  
2018年8月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

このような環境の中、前期事業計画を更に高度なものへと進化させた当期事業計画「ktkアドバンスドプランVer.2」を策定し、営業、生産、管理・経営、調達・物流の各部門に「営業量の拡大、選択と集中」「原価低減、ラインナップ拡充、品質改善、生産管理の見える化と次世代モノづくりの検討」「原価削減と現場強化、春日井工場商材の拡販サポート」「企業価値、業務効率の向上と教育制度の充実による社員のレベルアップ」「更なるコストダウンとサービスレベル&効率のアップ」を戦略に掲げ、全社が一丸となって邁進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度は、モバイル機器(タブレット型PCやスマートフォン)の活用や社用車の一人一台専用化、社員の自宅近くに社用車専用駐車場を整備するなどの営業部門の直行直帰体制の強化等により、営業効率の向上と営業時間の拡大を図った結果、売上高は16,989,079千円(前連結会計年度比0.8%増)となりました。営業利益につきましては、売上が増加したことに加え、前期事業計画に引き続き、製造コストと調達コストの削減を実現させ、業務効率を更に向上させたことにより拡大し249,463千円(前連結会計年度比18.0%増)となりました。経常利益は営業利益の増加により279,364千円(前連結会計年度比10.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に社葬費用を計上したこと、前期において税効果による評価性引当金を取り崩し、法人税等調整額が減少していたことにより174,184千円(前連結会計年度比20.6%減)となりました。なお、経常利益に関しては、昨年引き続き2期連続で上場来最高益となりました。

また、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において、駒ヶ根物流センター建設に伴う費用等により、総額120百万円の設備投資を実施しております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、当社工場で再生するリサイクルトナーなどのリサイクル商品やOAサプライ商品、文具事務用品など、リピート性の高い商品を中心に取り扱いしているため、お客様との信頼に基づく継続的な取引が収益基盤安定の鍵を握っていると認識しております。

そこで、顧客接点となる営業部門においては、継続的な人材育成の強化に取り組み、お客様目線に立った提案活動ができる営業体制を構築すると共に、モバイルワークを徹底的に活用することで、営業量の更なる拡大を図ってまいります。

また、間接部門におきましては、無駄や重複を排除し、効果・効率の高いスリムな管理体制を整備すると共に、個々の能力を最大限に引き上げることで更なる体質の強化を図ってまいります。

今後は、当社グループ各社の特長を活かしつつ、新たな事業計画「ktkイノベーションプラン」を確実に実行し、収益基盤の安定を図りつつ、並行して中長期的な観点から新たな事業の検討やリサイクル商品の開発にも経営資源を投入してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第44期 (2015年8月期)	第45期 (2016年8月期)	第46期 (2017年8月期)	第47期 (当連結会計年度) (2018年8月期)
売 上 高 (千円)	17,521,280	17,185,733	16,860,547	16,989,079
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	△78,442	97,109	219,369	174,184
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△13.70	16.97	38.33	30.44
総 資 産 (千円)	8,832,374	8,198,743	8,274,759	7,982,430
純 資 産 (千円)	2,549,016	2,590,118	2,834,888	2,960,666

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2015年11月11日開催の取締役会決議により、会社法第178条に基づき、2015年11月13日付で自己株式(150,000株)を消却したことにより、発行済株式の総数が減少しております。

## (10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 青 雲 ク ラ ウ ン	68,000	100.00	文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売
S BMソリューション株式会社	10,000	100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株 式 会 社 キ タ ブ ツ 中 部	40,000	間接所有 100.00	ロジスティック事業及び倉庫業

- (注) 1. 当社の重要な連結対象会社は、上記の3社であります。
2. 当連結会計年度の業績につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 株式会社キタブツ中部は、株式会社青雲クラウンを通じての間接所有となっております。

## (11) 主要な事業内容 (2018年8月20日現在)

当社グループは、当社及び連結対象会社（株式会社青雲クラウン、S B Mソリューション株式会社、株式会社キタブツ中部）で構成され、「お客様のビジネスをワンストップでトータルにサポート」するために新しいビジネスモデルの構築をし、リサイクル商品（リパックトナー等）、OAサプライ商品（トナーカートリッジ等）、文具事務用品等のオフィス関連商品の生産、仕入、物流、販売を主な事業としております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

### ①当社

事業者向けに、以下の商品群の販売を行っております。

#### (リサイクル商品)

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| ・リパックトナー | トナーカートリッジのリユースリサイクル      |
| ・リパックリボン | インクリボンのリユースリサイクル         |
| ・リパックジェル | ジェルジェットプリンター専用のリユースリサイクル |

上記商品については、お客様からお預かりした使用済みのトナーカートリッジ等を、単品再生履歴管理のもとにリユースリサイクル(再生加工)し、元のお客様にお届けする当社独自の「リパックシステム」を採用しております。なお、リサイクル商品で即納を希望されるお客様に対しましては、作り置き在庫から出荷するプールタイプで対応しております。

#### (OAサプライ商品) 印字装置を中心としたOA機器に使用する消耗品

- |              |  |
|--------------|--|
| ・トナーカートリッジ   | レーザープリンター、マルチファンクションプリンター及び普通紙FAX等印字用消耗品 |
| ・インクリボン      | ドットプリンター及びサーマルプリンター印字用消耗品                |
| ・インクカートリッジ   | インクジェットプリンター印字用消耗品                       |
| ・OA汎用紙       | OA汎用紙「美麗」、再生PPC用紙、カラーPPC用紙               |
| ・ビジネスフォーム    | オーダーフォーム用紙、タックフォーム用紙                     |
| ・コンピュータ用連続帳票 | 連続用紙（ストックフォーム）                           |
| ・ロールペーパー     | FAX用感熱紙、計算機用ロール紙                         |

#### (その他)

「ケイティケイ はっするネット」に関係する文具・事務用品、製図用紙等上記の品目に含まれないオフィス関連商品等

## ②株式会社青雲クラウン

文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売並びに「オフィス購買システム」の提案、販売を行っております。

## ③S B Mソリューション株式会社

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

## ④株式会社キタブツ中部

ロジスティック事業及び倉庫業を行っております。

## (12) 主要な営業所及び工場 (2018年8月20日現在)

## ① 当社

本 社 名古屋市東区泉二丁目3番3号

名古屋支店 名古屋市東区泉二丁目3番3号

東京支店 東京都品川区東五反田一丁目20番7号 神野商事第2ビル5階

大阪支店 大阪府中央区南船場一丁目13番14号 南船場スクエアビル4階

営業所 札幌営業所 (札幌市中央区)

仙台営業所 (仙台市太白区)

千葉営業所 (千葉市中央区)

埼玉営業所 (さいたま市南区)

横浜営業所 (横浜市西区)

静岡営業所 (静岡市駿河区)

浜松営業所 (浜松市中区)

松本営業所 (松本市白板)

富山営業所 (射水市流通センター)

岡崎営業所 (岡崎市明大寺本町)

岐阜営業所 (岐阜市江添)

三重営業所 (四日市市鷺の森)

京都営業所 (京都市下京区)

広島営業所 (広島市西区)

松山営業所 (松山市小栗)

福岡営業所 (福岡市博多区)

配送所 小牧物流センター (小牧市大字上末)

駒ヶ根物流センター (駒ヶ根市下平)

工場 春日井工場 (春日井市惣中町)

駒ヶ根工場 (駒ヶ根市下平)

(注) 2018年2月26日付で「ロジスティックセンター」を「小牧物流センター」に名称変更及び「駒ヶ根物流センター」を新設しております。

② 連結対象会社

イ. 株式会社青雲クラウン

本社・名東本部 名古屋市名東区社台三丁目241番地

長野支店 長野市篠ノ井御幣川西側459番地6

営業所 岐阜営業所（羽島郡岐南町） 三重営業所（津市半田池町）

豊橋営業所（豊橋市多米西町）

ロ. S B Mソリューション株式会社

本社 名古屋市中川区八熊一丁目10番16号

ハ. 株式会社キタブツ中部

本社 小牧市大字上末2488番地9

(13) 従業員の状況（2018年8月20日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
293名	3名減

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名及び嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数135名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
184名	1名減	39.0才	10.6年

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名及び嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数65名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（2018年8月20日現在）

借入先	借入残高(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	236,181
株式会社中京銀行	234,987
株式会社名古屋銀行	135,036



**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 会社の株式に関する事項（2018年8月20日現在）**

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,725,000株（自己株式 2,861株を含む）  
 (3) 株主数 1,272名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
加 藤 道 明	870,200	15.21
青 山 英 生	785,100	13.72
青 雲 堂 株 式 会 社	520,000	9.09
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	6.99
川 島 和 之	229,000	4.00
青 山 知 広	170,000	2.97
青 山 深 雪	130,000	2.27
小 沼 滋 紀	130,000	2.27
村 木 文 恵	108,000	1.89
青 山 正 幸	103,000	1.80

(注) 持株比率は自己株式（2,861株）を控除して計算しております。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2018年8月20日現在）

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	青 山 英 生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役社長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	土 岐 勝 司	
取 締 役	山 吹 依 生	調達本部長兼生産本部長
取 締 役	武 井 修	株式会社青雲クラウン専務取締役
取締役（常勤監査等委員）	赤 羽 聡	
取締役（監査等委員）	脇之藪 修	
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 洋	後藤・鈴木法律事務所パートナー

- (注) 1. 重要な会議への出席、内部監査担当との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、赤羽聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役のうち脇之藪修及び鈴木智洋の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役のうち脇之藪修氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役脇之藪修及び鈴木智洋の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。

### (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当事業年度の支給額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	4名	93,460千円	月額25,000千円以内
取締役（監査等委員）	3名 （うち社外2名）	14,206千円 （うち社外 6,084千円）	月額 3,500千円以内
計	7名	107,666千円	

(注) 1. 摘要欄には、以下の株主総会で承認を受けた報酬額を記載しております。

取締役（監査等委員を除く） 2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議

取締役（監査等委員） 2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議

2. 上記の支給額には、当事業年度に計上した以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役（監査等委員を除く） 4名 11,509千円

取締役（監査等委員） 3名 1,460千円（うち社外2名 600千円）

3. 上記の支給額には、本総会において決議予定の以下の役員賞与が含まれております。

取締役（監査等委員を除く） 4名 8,286千円

取締役（監査等委員） 3名 1,796千円（うち社外2名 984千円）

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木智洋氏がパートナーである後藤・鈴木法律事務所の所長である後藤武夫氏と顧問弁護士契約を締結しております。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 （監査等委員）	脇之菌 修	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、取締役会及び監査等委員会において必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	鈴木智洋	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、取締役会及び監査等委員会において必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 代表取締役社長はじめ役員は、会社の運営において、法令、定款及び社内規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という）が、利益の確保に先だって必要不可欠であることを認識し、その旨を全社に周知徹底する。
  - ロ. 取締役会は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の全役員等が職務の執行に当たって指針とすべき「k t kグループ 社員行動規範」を制定し、その遵守、実践を徹底する。
  - ハ. 当社グループの全役員等が、コンプライアンス違反と思われる行為を発見した場合の報告体制として、通報者の権利保護に万全を期した内部通報制度を設置する。
  - ニ. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会その他重要会議等の議事録及び重要な稟議書、決裁書類には、議案に係る資料とともに取締役の意見をも極力詳細に記載し、当該情報の主管部門（管理本部総務人事課）が「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
  - ロ. 取締役及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 「リスク管理規程」を策定し、当社グループの事業を取り巻く各種リスクについて、各部門が個別に重要なリスク項目を抽出し、その項目ごとに予防策及びリスク発生時の対応策を定める。また、リスクの重要度に応じた「管理基準」を定め、リスク管理のモニタリング（監視活動）体制のあり方についても規定する。

- ロ. 抽出された重要なリスク項目は、法的規制その他経営環境やリスク要因の変化に応じて適宜見直しを行うとともに、その適切性、有効性については、内部監査の重点監査対象とする。
- ハ. 万一の重大リスク発生に速やかに対処できるよう、代表取締役社長を責任者とする「リスク発生対策本部」を設置するとともにメンバーを予め定め、非常事態に備える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 毎期策定される当社グループの年度計画に基づき、それぞれの事業部門の業務執行を委嘱された取締役が、設定された目標達成のための活動を行う。
  - ロ. 月次の業績は、毎月開催される定例の取締役会での報告に加えて、取締役、執行役員並びに代表取締役社長が指名する各部門の幹部社員及び関係会社の役員を構成員とする幹部会及びP D C A会議において、計画と実績の差異を詳細に検証し、職務執行の効率向上と情報の共有化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 「コンプライアンス委員会」の構成員には子会社の役員も含まれる。また「k t kグループ 社員行動規範」及び「リスク管理規程」は当社グループ全体に適用され実践される。
  - ロ. 親会社と子会社間の不適切な取引又は会計処理を防止するため、循環取引、架空取引を親会社による内部監査、監査等委員の重点実施項目とし、また子会社の監査役との情報交換及び協議を適宜行うことによって業務の適正を確保する。
  - ハ. 子会社の経営の重要な事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、各子会社は、業務執行状況・財務状況等について取締役会等を通じて定期的に当社に報告を行う。
  - ニ. 各子会社の対応窓口（経営企画部）を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議・情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性の向上を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
現在は、監査等委員会の職務を補佐する専任補助社員制度はないが、監査等委員会から要求があった場合には、速やかに当該制度を設置し、取締役からの独立性についても考慮する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 常勤監査等委員は、幹部会その他の重要会議に出席し、重要事項の審議と経営判断の過程を確認するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員を除く）又は関係部門の責任者に説明を求めることができる。
  - ロ. 当社グループの全役職員等は、職務執行に関する重大な法令・定款違反や不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査等委員会の求める事項について報告及び情報の提供を行わなければならない。
  - ハ. 内部通報制度は、当社の管理本部長、監査等委員会に直接通報でき、情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長及び経営幹部は、監査等委員会と定期的もしくは監査等委員会の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針やグループ全体の経営課題、経営環境の変化等について意見の交換を行う。
  - ロ. 当社グループの全役職員等は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画を尊重し、監査が円滑に遂行されるよう監査環境の整備に協力する。
  - ハ. 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- 二. 内部監査部門は、常に監査等委員会と緊密な連携をとり、監査等委員会の往査や会計監査人、弁護士等との情報交換の機会設定に協力するとともに、監査等委員会との情報の共有化に努め、グループ全体の業務の適正確保を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの整備を行っており、「k t kグループ 社員行動規範」等の諸規程の制定及び内部通報窓口、コンプライアンス窓口を設置し、業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制につきましても整備しております。

諸規程の遵守や業務プロセスの適正な実施については、内部監査部門が内部監査計画に基づき、監査等委員会及び会計監査人と連携しながら実効性のある内部監査を実施し、代表取締役社長又は取締役会に報告を行っております。

また、常勤監査等委員は、重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスについて監視できる体制を整備しております。

### **(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況**

当社グループは、2008年1月11日に制定した「k t kグループ 社員行動規範」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない」ことを定め、当社グループ全社員に社員教育を実施し周知徹底を図っております。

また、「k t kグループ 社員行動規範」において、有事の際は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、組織的に対処する体制を構築しております。

さらに、平素から反社会的勢力との関係を遮断するため、管理本部総務人事課が外部専門機関と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、当社グループ内の各事業所に情報を提供するなど社内体制の整備を行っております。

### **(4) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項であるため、当社としましては基本方針の策定については検討を行っており、今後も検討を継続してまいり所存です。

### **(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、①株主に対する利益還元、②経営基盤の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の確保、③当社従業員に対する還元の3つを基本方針としております。このような方針に基づき、配当につきましては、内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の取得、活用についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金（年間配当）につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

---

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2018年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>5,037,624</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,395,921</b>
現金及び預金	2,055,781	支払手形及び買掛金	2,826,701
受取手形及び売掛金	2,361,022	短期借入金	1,021,212
商品及び製品	463,837	リース債務	6,308
仕掛品	463	未払法人税等	54,348
原材料及び貯蔵品	66,136	繰延税金負債	48
繰延税金資産	46,733	賞与引当金	93,867
その他	46,688	役員賞与引当金	15,698
貸倒引当金	△3,039	その他	377,737
<b>固定資産</b>	<b>2,944,806</b>	<b>固定負債</b>	<b>625,842</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,644,476</b>	長期借入金	177,061
建物及び構築物	420,620	リース債務	1,643
機械装置及び運搬具	64,172	繰延税金負債	94,382
土地	1,116,543	役員退職慰労引当金	96,547
その他	43,139	退職給付に係る負債	125,323
<b>無形固定資産</b>	<b>113,114</b>	資産除去債務	1,738
のれん	79,747	その他	129,145
ソフトウェア	27,046	<b>負債合計</b>	<b>5,021,763</b>
その他	6,320	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,187,215</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,804,710</b>
投資有価証券	556,381	資本金	294,675
退職給付に係る資産	184,685	資本剰余金	663,325
繰延税金資産	781	利益剰余金	1,847,992
保険積立金	107,675	自己株式	△1,281
その他	376,604	その他の包括利益累計額	155,956
貸倒引当金	△38,914	その他有価証券評価差額金	155,956
		<b>純資産合計</b>	<b>2,960,666</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,982,430</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,982,430</b>

# 連結損益計算書

(2017年8月21日から  
2018年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		16,989,079
売上原価		13,520,014
売上総利益		3,469,065
販売費及び一般管理費		3,219,602
営業利益		249,463
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,948	
仕入割引	45,671	
受取家賃	56,067	
その他	11,220	124,908
営業外費用		
支払利息	9,421	
売上割引	61,969	
不動産管理費	14,597	
その他	9,018	95,007
経常利益		279,364
特別利益		
固定資産売却益	1,373	1,373
特別損失		
固定資産除却損	4,665	
社葬費用	15,778	20,443
税金等調整前当期純利益		260,294
法人税、住民税及び事業税	74,833	
法人税等調整額	11,276	86,110
当期純利益		174,184
親会社株主に帰属する当期純利益		174,184

## 連結株主資本等変動計算書

(2017年8月21日から  
2018年8月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	294,675	663,325	1,742,473	△1,281	2,699,192	135,696	2,834,888
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△68,665		△68,665		△68,665
親会社株主に帰属 する当期純利益			174,184		174,184		174,184
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						20,259	20,259
当期変動額合計	—	—	105,518	—	105,518	20,259	125,777
当 期 末 残 高	294,675	663,325	1,847,992	△1,281	2,804,710	155,956	2,960,666

# 貸借対照表

(2018年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,409,956</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,944,605</b>
現金及び預金	1,041,914	支払手形	162,506
受取手形	121,201	買掛金	656,903
売掛金	1,038,062	短期借入金	719,996
商品及び製品	95,602	リース債	6,308
仕掛品	463	未払金	124,041
原材料及び貯蔵品	62,653	未払費用	119,670
前払費用	4,914	未払法人税等	39,113
繰延税金資産	41,342	預り金	7,028
その他の当座貸倒引当金	4,033	賞与引当金	86,647
	△232	役員賞与引当金	10,082
<b>固定資産</b>	<b>2,181,174</b>	その他の	12,308
<b>有形固定資産</b>	<b>1,105,219</b>	<b>固定負債</b>	<b>189,928</b>
建物	304,448	長期借入金	31,683
構築物	23,536	リース債	1,643
機械及び装置	16,446	繰延税金負債	76,682
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	50,501
工具、器具及び備品	12,047	資産除去債務	1,738
土地	748,740	長期預り保証金	27,680
<b>無形固定資産</b>	<b>26,581</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,134,533</b>
ソフトウェア	20,399	(純資産の部)	
その他の	6,182	<b>株主資本</b>	<b>2,395,831</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,049,372</b>	資本金	294,675
投資有価証券	159,102	資本剰余金	663,325
関係会社株	553,800	資本準備金	663,325
出資	40	<b>利益剰余金</b>	<b>1,438,710</b>
破産更生債権等	6,305	利益準備金	40,543
長期前払費用	26,904	その他利益剰余金	1,398,166
保険積立金	95,460	別途積立金	1,000,000
差入保証金	27,767	繰越利益剰余金	398,166
前払年金費用	184,685	<b>自己株式</b>	<b>△878</b>
その他の	1,672	評価・換算差額等	60,764
貸倒引当金	△6,365	その他有価証券評価差額金	60,764
<b>資産合計</b>	<b>4,591,130</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,456,596</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,591,130</b>

# 損益計算書

(2017年8月21日から  
2018年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,011,122
売上原価		6,124,577
売上総利益		1,886,544
販売費及び一般管理費		1,738,688
営業利益		147,856
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,334	
受取家賃	39,349	
その他の	8,471	59,156
営業外費用		
支払利息	2,964	
不動産管理費	9,220	
リース解約損	6,615	
その他	317	19,118
経常利益		187,893
特別損失		
固定資産除却損	4,502	4,502
税引前当期純利益		183,391
法人税、住民税及び事業税	45,493	
法人税等調整額	21,084	66,578
当期純利益		116,812

招集し通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書

(2017年8月21日から  
2018年8月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	計	
当 期 首 残 高	294,675	663,325	663,325	40,543	1,000,000	350,019	1,350,019	1,390,563
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△68,665	△68,665	△68,665
当 期 純 利 益						116,812	116,812	116,812
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	48,146	48,146	48,146
当 期 末 残 高	294,675	663,325	663,325	40,543	1,000,000	398,166	1,398,166	1,438,710

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△878	2,347,684	37,642	37,642	2,385,327
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△68,665			△68,665
当 期 純 利 益		116,812			116,812
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			23,122	23,122	23,122
当 期 変 動 額 合 計	—	48,146	23,122	23,122	71,269
当 期 末 残 高	△878	2,395,831	60,764	60,764	2,456,596

独立監査人の監査報告書

2018年9月26日

ケイティケイ株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 西野賢也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田哲也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2017年8月21日から2018年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年9月26日

ケイティケイ株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 西野賢也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田哲也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2017年8月21日から2018年8月20日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査報告書

当監査等委員会は、2017年8月21日から2018年8月20日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年9月27日

ケイティケイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 赤 羽 聡 ㊟

監査等委員 脇 之 園 修 ㊟

監査等委員 鈴木 智 洋 ㊟

(注) 監査等委員脇之園修及び鈴木智洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会会場のご案内

**場所** 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 **名古屋銀行協会 5階大ホール**  
**【TEL】 052-231-7851 (代表)**



※会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### 交通



桜通線「丸の内駅」 ④番出口より徒歩6分  
 鶴舞線「丸の内駅」 ①番出口より徒歩6分  
 名城線「市役所駅」 ④番出口より徒歩8分



名古屋駅（8番のりば）より  
 「外堀通」下車すぐ